

徳川将軍文書の焼却にみる近世の文書認識

種 村 威 史

【要 旨】

近世の文書社会については、近世史科学やアーカイブズ学の進展によって、その特質が解明されつつあるとあってよい。ただし、文書のライフサイクルについていえば、作成・授受、管理・保存、引継ぎについては研究成果が蓄積されているのに対して、廃棄に関しては立ち後れている。中世史科学において、政治組織の特質との関連で廃棄の問題を論じていることを考えれば、近世史科学においても、近世社会の特質との関連で検討する必要がある。そこで、本稿では、幕府によって「民間」より回収された徳川将軍文書の焼却を事例とし文書焼却を検討した。その結果、焼却が将軍文書の効力を抹消する唯一の方法であること、焼却方法が喪葬に酷似した作法を伴うものであったこと、その背景には文書に対して将軍のイメージを投影するかのような文書認識が存在していたこと等を明らかにした。

【目 次】

はじめに

I、徳川将軍文書の焼却

- 1、寛延2年麴町五郎兵衛一件
- 2、近世の文書廃棄における焼却の位置

II、江戸幕府による徳川将軍文書の回収と文書の焼却

- 1、江戸幕府による将軍文書の回収
- 2、将軍文書の回収理由

III、徳川将軍文書の焼却作法と文書認識

- 1、将軍文書の焼却作法
- 2、将軍文書の焼却と喪葬
- 3、将軍文書の焼却にみる文書認識

おわりに

はじめに

近世の文書社会についての研究は、1990年代以降、近世史科学やアーカイブズ学の進展によって大いに進展しつつある¹⁾。現在では文書作成・授受、管理・保存、引継ぎの、文書のライフサイクルに関する研究、さらには、そうした研究成果を踏まえ、記憶装置論²⁾、文字社会の序列化³⁾、組織内における知識・技術の伝承⁴⁾、偽文書論⁵⁾にまで研究対象は広がりを見せている。近世の文書社会が解明されつつあるとあってよいであろう。

ところが、文書のライフサイクルの研究については、作成・授受、管理・保存、引継ぎの事例が相当蓄積されているのに対し、廃棄についての事例の蓄積は多くはないのが現状ではないだろうか。確かに、浦賀奉行所における文書の反故分け⁶⁾や、幕府や藩における文書の再利用等いくつかの事例報告はされている⁷⁾。しかし、中世史科学では、政治組織の特質との関連で廃棄の問題を論じていることを考えれば⁸⁾、近世の文書社会における文書廃棄の研究は立ち後れていると言わざるを得ない。近世史科学においても、文書廃棄の事例を収集し、近世社会の特質との関連で検討する必要がある。

そこで、本稿では、近世における文書廃棄の一考察を試みたい。素材とするのは、享保9年(1723)以降、幕府によって「民間」⁹⁾より回収された徳川將軍文書の焼却である。結論的にいえば、文書焼却は、再利用が一般的である前近代においては、かなり特殊な廃棄方法である。ただし、再利用が一般的な社会において、なぜ焼却が選択されたのか、文書焼却は如何にして執行されるのか。この点を追究することは、近世の文書社会の側面を明らかにするためには必要であろう。また、將軍權威に対する社会的観念を明らかにすることに繋がることになるであろう。歴史学に対しても興味深い事例を提供できるといえる。したがって文書焼却の検討は極めて重要な課題といえるのである。

本論に入る前に、あらかじめ以下の点を了解されたい。本稿では「文書」という概念について「第一者から第二者に宛てて発給され、何らかの効果を期待されたもの」という狭義の意味

- 1) 取りあえず、高木俊介・渡辺浩一編著『日本近世史科学研究—史料空間論への旅立ち—』(北海道大学図書館刊行会、2000年)、国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上下巻(柏書房、2003年)、『日本のアーカイブズ論』(岩田書院、2003年)等等。特に『日本近世史科学研究』の所収論文が、近世史科学の幕府・藩・村・町の各組織の文書管理について網羅している。
- 2) 渡辺浩一「近世都市社会における史料管理儀礼と山緒一播州三木町を事例として」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団—山緒と言説』山川出版、1995年)、『まちの記憶』清文堂出版、2004年)
- 3) 大友一雄「近世中期の文字社会と身分序列—秋田藩を事例に—」(『歴史評論』653、2004年)
- 4) 大友一雄「幕府奏者番にみる江戸時代の情報管理」(『史料館研究紀要』35号、2004年)「近世中期における幕府勤役と情報伝達—新役への知識継承をめぐる—」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ編』2、2006年)、深井雅海「国立公文書館内閣文庫蔵『新規御側被仰付候節覚』について」(『栃木史学』、2005年)
- 5) 山本英二「由緒、その近世的展開」(『日本歴史』639、2000年)、「偽文書を見極める」(笹本正治・萩原三雄編『定本武田信玄』高志書店、2002年)、久野俊彦・時枝務編『偽文書学入門』(柏書房、2004年)
- 6) 鈴木亀二「浦賀奉行所の『反古分け』について」(『日本歴史』246、1968年)
- 7) 高橋実「近世における文書の管理と保存」(安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学出版会 1996)が事例を紹介している。
- 8) 河音能平「日本中世前期の官司・権門における文書群の保管と廃棄の原則について」(『古文書研究』32、1986年)
- 9) 「民間」という言葉は、国立公文書館内閣文庫所蔵「雜留」五「御判物御朱印等差上」に見られる史料用語で、幕府が村、町を指して使用している用語である。本稿でもこの用語を使用する。なお、「雜留」における「民間」の使用例は例えば注27)史料。

ではなく、「書きもの」「書き付け」¹⁰⁾ という広い意味で使用したい。なぜなら、回収される文書には掛け軸などのいわゆる「御道具」も含まれるからである。その点、史料学としての検討素材として適切かどうかの批判が出ることも考えられる。ただし、近年の古文書学では、文書を「文字によって（図像も含む）人間の意志や意識が表出されたもの」¹¹⁾ と定義した上での議論も見られるため、先述の概念規定には問題はないと考える。

I、徳川將軍文書の焼却

1、寛延2年麴町五郎兵衛一件

本章では、まず寛延2年（1749）12月の麴町五郎兵衛一件を紹介する。本一件は、寛延2年に、江戸麴町隼人町の店借、五郎兵衛が、先祖伝来の家康の黒印状と助良の刀を幕府に提出したことに端を発する。

寛延二年十二月

町奉行江

麴町隼町利兵衛店

五郎兵衛

麴町隼町利兵衛店五郎兵衛、右、先祖三州ニ罷在候節、從權現様御黒印之御感状并助良之刀頂戴所持仕候処、差上度旨ニて此度差出候、右御感状被差留候付て銀五枚被下候間、其段可被申渡候、刀は御用ニ無之候間、可被相返候

十二月

『御触書宝曆集成』所収の史料によれば¹²⁾ 一件の概要は以下の通りである。五郎兵衛は先祖より代々相伝の黒印状と助良の刀を五郎兵衛が幕府に提出した。助良の刀とは、三河国矢作の葉王寺派の刀工集団の一員、助良が作成した名刀のことである。一方、家康の黒印状とは寺社奉行大岡越前守忠相の『大岡越前守忠相日記』寛延2年12月24日条（以下同日記よりの引用の時は『大岡日記』と略す）¹³⁾ に次のように見える。

先年遠州小山高石并（御欠字筆署名注、原本のママ）〇働節手負難治、依而指置今度領地出候所、老年故小人同名出シ候、依之助良式尺四寸五分刀ハ讓候品々於浜松帰朝可有其節面談如此

巳五月五日 家康御判（黒印カ）

仰被出候間其旨可被心得候

五日卯上刻か

酒井左衛門尉（墨大）

三浦彈正殿

本黒印状は、家康が三浦彈正に助良の刀を下賜した際の証文であり、黒印状と刀は本来セットであったことが明らかである。三浦氏とは、鎌倉幕府の名門御家人三浦氏の末裔とされる家柄で、治承4年（1180）に義明が源頼朝の伊豆拳兵を助けたことから、鎌倉幕府成立後、義明

10) 『日本国語大辞典 第二版』第13巻（小学館、2002年）「文書」の項

11) 山下有美「文書と帳簿の記録」（『古文書研究』47、1998年）

12) 高柳真三・石井良助編『御触書宝曆集成』p 232～233 691号

13) 大岡家文書刊行編集会編『大岡越前守忠相日記』下巻、p 454、寛延2年12月25日条

の子義澄、孫の義村は代々幕府の宿老としての処遇を受けた。宝治元年(1247)執権北条時頼とその外戚安達氏により討伐され、一族の大半が滅亡したが、一族は断絶することなく、江戸時代には旗本として徳川将軍家に仕えている¹⁴⁾。以上が三浦氏の略歴であるが、提出された黒印状の受取者三浦弾正なるものは系譜上確認できない点、家康の直書の後に奉行人(ここでは酒井忠次)が署名をする家康文書が知られていない点から判断して後世の創作である可能性が強いといえる。同時に助良の刀の真偽も疑わしい。

さて、提出された刀と黒印状の取り扱いであるが、『御触書宝曆集成』所収の史料からは、刀が「無用」のことで五郎兵衛に返却すること、黒印状は將軍吉宗が「差留」め、つまり徴収したことが確認できる。では幕府に留め置かれた黒印状はどのような取り扱いを受けたのであろうか。『大岡日記』寛延2年12月24日条により確認してみたい¹⁵⁾。

一、相模守殿被仰聞候ハ、権現様御筆之もの御火中被仰付候間、紅葉山江其元相越先格之通火中明日可致之由被仰聞、箱壺ツ御三方江載蛭川八右衛門持出候間畏入候

右によれば、大岡は月番老中堀田正亮より、明日、「権現様御筆之もの」すなわち五郎兵衛より提出された黒印状を紅葉山において「御火中」に付すこと、すなわち、焼却処分することを命じられたことが明らかである。

以上、五郎兵衛一件の概要を説明した。ここでは特に黒印状が焼却されたこと、焼却場所が紅葉山という空間であったこと、また蛭川八右衛門によって持出された黒印状に大岡が「畏入」と恐れ謹んでいることを確認しておきたい。

2、近世の文書廃棄における焼却の位置

なぜ黒印状は焼却されることになったのか。この点を検討する前に、前近代における文書廃棄の事例を紹介する中で文書焼却の位置を確認しておきたい。

8世紀頃の太政官の各庁では、長官が辞任した後は、長官在職中の文書は廃棄とされたために、長官が役得として自宅へ持ち帰るのが通例であった。持ち帰った廃棄文書は、紙背文書として日記や聖教などを記録した。ところが、11世紀に入り、辞職した長官が持ち帰った文書の不正使用が懸念されると、特に検非違使庁では、廃棄文書を紙屋院(しおくいん)において漉き返すようになったと河音能平氏は推定する¹⁶⁾。

江戸時代に入ると、行政制度の高度な発達にともない、幕府や藩庁で作成される文書量は飛躍的に増加する。その結果、廃棄文書も増加したと考えられるが、どのように廃棄していたものか。幕府では勘定所文書が人足寄場において漉き返される事例や浦賀奉行所文書が浦賀町人に払い下げられ、町人が襖張りなどに再利用する事例が報告されている。諸藩においても次の事例が確認できる。萩藩では藩庁の蔵に置かれてあった反故紙の山が盗難に会う事件がおきている¹⁷⁾。松代藩真田家では、一紙もの料紙の多くは灰色宿紙、すなわち再生紙が使用されている¹⁸⁾。萩、松代藩庁共に、不用となった文書を反故紙として保管したこと、特に松代藩で反故

14) 『新訂寛政重修諸家譜』第521巻～523巻(続群書類従完成会、1965年) p38～60の「三浦」の項

15) 注13) 史料 p453

16) 河音注8) 論文参照

17) 山崎一郎「萩藩蔵における文書の保存について」(『日本史研究』503、2004年)

18) 国立史料館編『信濃国松代真田家文書目録(その四)』解題(笠谷和比古執筆、国立史料館、1986年)

紙を渡き返し、再利用していたことが理解できる。以上の検討により、前近代において廃棄文書は、焼却されることはなく再利用されていたことが改めて理解できるわけである。

しかし、焼却される事例が全く存在しないわけではない。例えば、評定所に設置された日安箱の訴状や領宅前に投げ込まれた捨訴が焼却される事例はよく知られている¹⁹⁾。享保20年（1727）6月14日、「類聚国史」「日本後紀」「弘安礼節」等偽撰の書物と貞享年間に浪人小笠原民部が献上し、後に偽文書と判明した判物等の焼却が幕府により提案されている²⁰⁾。寛保3年（1743）2月10日には、三河国富賀寺宛家康朱印状が焼却が議論されている。本一件は既に大友一雄氏²¹⁾によって紹介されている事例であるが、本論にも関わるため改めて紹介してみたい。本一件の発端は、「御書物御用」として古文書探索・収集にあっていた青木文蔵へ、地元の浪人塚原新三郎より前述の家康朱印状を提出したことに始まる。実は、富賀寺にも同内容の朱印状が存在することが発覚し、幕府の間で真偽判定がなされる。塚原所持のものは偽文書と判断される、『大岡日記』によれば「一、青木文蔵当日之礼来候付留置、新三郎より出候御朱印之義先刻遠江守殿申聞、紛敷御朱印ニ付御返し被成候、然上者此御朱印新三郎方江返し候而も無用之事候ニ付、我等方ニ而焼捨可申候間、右新三郎江可申聞旨申達候之所（後略）」²²⁾とあり、朱印状は大岡の手元で焼却されたのである。以上は、本来存在が許されない偽文書の生命を抹殺した事例といえる。これは、謀書が死罪を含む重罪であった社会特有の廃棄方法といえよう。ただし、前近代では紙が大変高価であり貴重なものであるという事情を考慮すれば、やはり通常、文書は再利用されることが一般的ではなかったか。

ところが、幕府が偽文書と判断しなくても、文書を焼却する例は存在するのである。第1節で紹介した五郎兵衛一件を振りかえっていただきたい。確かに不審な黒印状ではあったが、大岡は日記中で「権現様御筆之物」とするのみで、偽文書などとは記録していない。では、どのような文書を、なぜ焼却するのか。この点については、次章において文書焼却をめぐる諸事例を検討する中で明らかにしていきたい。

II、江戸幕府による徳川将軍文書の回収と文書の焼却

1、江戸幕府による将軍文書の回収

本章では、焼却の前提となる幕府による徳川将軍文書の回収について、基本的事実を押さえておきたい。そのために表を作成した。本表は筆者の管見の範囲で文書焼却に関わる記事を抽出したものである。データ作成にあたっては、幕府官撰の記録「御触書集成」²³⁾、江戸町奉行関係記録「撰要類集」²⁴⁾、寺社奉行関係記録「雜留」²⁵⁾などを参考にした。データ数は23点。

19) 例えば『大岡越前守忠相日記』上巻 p426、元文5年7月2日条等には日安箱の訴状を焼却する事例が記録される。

20) 森潤三郎『紅葉山文庫と書物奉行』（昭和書房、1934年）p51

21) 『江戸幕府と情報管理』（臨川書房、2003年）p45～57

22) 『大岡越前守忠相日記』中巻 p33

23) 高柳真三、石井良助編『御触書寛保集成』（岩波書店、1934年）、高柳・石井編『御触書宝暦集成』（岩波書店、1935年）、高柳・石井編『御触書天明集成』（岩波書店、1936年）、高柳・石井編『御触書天保集成』上（岩波書店、1937年）、高柳・石井編『御触書天保集成』下（岩波書店、1941年）

24) 国立国会図書館所蔵「嘉永撰要類集」

25) 国立内閣文庫蔵「雜留」五、「御判物御朱印等差上」

年代幅は享保9年(1724)～嘉永2年(1849)。史料の性格から8代將軍吉宗期と11代將軍家齊期の記事が多いが傾向は掴めると考える。(以下、文中の「Na」は表のNaに対応する。)

まず、「提出・回収者」「提出物・回収物」を見ていこう。提出・回収者については武家でなく、御用を勤める特権町人でもない、ごく一般的な百姓や町人、あるいは浪人が多い。一方、提出物・回収物については、羽織(Na14)などの道具類も含まれるが、大半は「御朱印」「御判物」「掛け物」などである。秀忠文書も含まれるが、家康の由来のものが圧倒的に多い点も特徴である。これは、秀忠よりも家康の発給文書が圧倒的に多いことに由来する。以上から、民間には多様な徳川將軍の文書、道具類を存在していたことが看取されよう。

次に、「回収事由」を検討したい。Na1・Na10のように、欠所処分により没収される事例も見られるが、これは大名や藩士が改易されると領知朱印状が没収されるケースと類似している²⁶⁾。一方では、自発的に文書等を提出するケース(Na7、20、21)も存在する。提出理由は、家が粗末であるとか、勝手不如意などで文書の保管が困難になった点が挙げられる(Na23)。すなわち、徳川將軍文書を管理・保存するためには、相応の環境や施設が必要であったわけである。ところで、幕府が民間において文書や道具類を所持していることを探知し、回収する例もある。次の史料は文書ではなく「羽織」の回収に関するものであるが、参考となるので掲げたい。(Na14)²⁷⁾

⁽¹⁷⁹⁸⁾
寛政十年十月

備中国哲多郡

蚊屋村

百姓

重右衛門

右先祖大久保源左衛門と申者從 権現様被為 右候御羽織 御手白拝領仕候由にて、当重右衛門迄も大切ニ所持仕罷在候得共、軽百姓之儀末々粗末ニ相成候而ハ恐入候儀ニ付、持地之内宮殿捕理納置度段相願候得共、由緒も不分明殊更右御羽織拝領仕候由申伝のみニ而信用難仕候得共、拝領之品之由申触候儀にも候間、其俣民間に差置候も如何ニ付、中川(忠英)飛驒守申立候處、御羽織は取上焼捨重右衛門江ハ銀三枚被下候段違之

備中国の百姓重右衛門が所持する羽織が、勘定奉行中川飛驒守忠英の意見によって、幕府に陣羽織を取上げられた。本一件の発端は、重右衛門が羽織の保管のため敷地内の宮殿の修理を中川に願ったことに始まる。中川は、羽織は由緒不分明である上、重右衛門が羽織の由緒を世間に喧伝していたため、そのまま「民間」に放置しておくことを問題であるとした。よって羽織を没収した上で焼却したのである。この一件から、幕府は、徳川將軍にまつわる言説が、世間に流布する状況を好ましく思っていないことが明らかである。

徳川將軍文書の提出者には、褒賞が下された。数量は白銀3枚～10枚などであり、以下の「寛保之御定」で、特に判物(花押)提出者についての褒賞規定が制定されている²⁸⁾。

御定

⁽¹⁷⁴³⁾
寛保三年四月

御代々 御判物所持候者 御判物差上候節被下候白銀之員数極、御代々之御判物御

26) 福田千鶴「近世領主文書の伝来と構造」(『アーカイブズの科学』下巻、柏書房、2003年)

27) 前掲注25) 史料

28) 前掲注25) 史料

徳川將軍文書の焼却にみる近世の文書認識（種村）

表 幕府による徳川將軍文書の回収一覧

No	年代	提出・回収者	提出・回収物	回収事由、経緯	真偽	処置	褒賞
1	享保9年4月	(欠所者)大坂町人 袴屋与一兵衛	御判物	欠所処分	真偽不明	紅葉山にて焼捨	不明
2	享保13年6月	浪人白井六左衛門	先祖より伝来の古 簡	不明	真偽不明	紅葉山にて焼捨	銀子被下
3	寛保元年9月	武蔵国江戸水道町清 右衛門店浪人金丸猶 右衛門	権現様御朱印	不明	真偽不明	紅葉山にて焼捨	銀5枚
4	寛保元年9月	信濃国水内郡西条村 百姓安之丞	権現様御朱印	青木文蔵が収集	真偽不明	紅葉山にて焼捨	銀10枚
5	寛保元年9月	武蔵国児玉郡児玉村 平野治左衛門	台徳院様御黒印	不明	真偽不明	紅葉山にて焼捨	銀10枚
6	寛保元年9月	武蔵国秩父郡三山村 百姓與三右衛門	権現様への書状 (秀吉発給)	不明	真偽不明	紅葉山にて焼捨	銀5枚
7	明和2年6月	摂津国川辺郡百姓太 右衛門	権現様御朱印	発見し訴出る	真偽不明	紅葉山にて焼捨	銀5枚
8	寛政元年7月20日	駿州富士郡精進川村 川村七兵衛	御朱印	提出	真物	紅葉山にて焼捨	不明
9	寛政3年3月	武蔵国江戸浅草田町 心町日弥兵衛店喜助	権現様御筆	不明	判物でもなく真偽も不明	紅葉山にて焼捨	銀5枚
10	寛政5年4月2日	(欠所者)山城愛宕 郡清水寺領五条坂安 祥院	欠所者の東照宮御 尊像と3000石の御 朱印	欠所処分	真偽不明	不明	不明
11	寛政6年4月12日	(御代官江川太朗左衛 門を通じ回収される)	権現様・台徳院様 御白書	不明	真偽不明	不明	不明
12	寛政6年4月12日	山城国京都五山相国 寺	権現様御筆〜十一 字の文字(の棟木)	寺焼失の際残存 したもの	真物	相国寺にてと 秘蔵のこと	不明
13	寛政9年10月	下野国都賀郡小野寺 村修験常法院	権現様御書3通・ 修験家系1通	棟木に菰包にて 結われていた	偽文書	焼捨	なし
14	寛政10年10月	備中国哲多郡蚊屋村 百姓重右衛門	権現様より御手自 ら拝領の御羽織	粗末には扱えない ので宮殿捕利 したき	信用しがいい もの	焼捨	銀3枚
15	寛政12年12月	板倉伊予守家来小林 市蔵	御判物	不明	真偽不明	紅葉山へ収納	不明
16	享和元年7月	山城国京都町人銭屋	大猷院様御筆の御 色紙	不明	真物	江戸城の御数 寄屋へ収納	銀10枚
17	享和3年7月	上総国武射郡五木田 村百姓梓	御朱印1通と書状	不明	真偽不明	紅葉山へ収納	なし
18	文化2年5月	(御仕置)成瀬求馬	台徳院様御朱印御 仕置により取上	御仕置	真偽不明	紅葉山へ収納	不明
19	文化2年6月	武蔵国江戸下谷利兵 衛店庄蔵	台徳院様御筆	不明	出所も知れ ず真偽も計 り難し	取上る	なし
20	文化2年12月〜 3年7月5日	下野国日光東町の内 御幸町福田屋庄兵衛	「御宮之御名」入 りの判物	町人之身分では 所持することは 恐れ多し	真物	紅葉山へ収納	銀10枚
21	文化10年正月13日	遠江国引佐郡瀬戸村 百姓平左衛門	権現様御朱印	勝手不如意につ き扱い困難	真(但し1通 は秀吉禁制)	紅葉山へ収納	銀5枚
22	文化11年12月	不明	御懸物	買物の中にあっ たものが、町奉行 を通じされる	不都合の儀 あり	焼捨	なし
23	嘉永2年閏4月	江戸通武町借家人八 兵衛	家康より屋敷拝領 の朱印状と肖像画	先祖が浜松にお いて拝領したも の	真偽不明、た だし所持し ていると不 都合	紅葉山へ収納	銀10枚

(〔御触書寛保・天明・天保集成〕、内閣文庫所蔵「雜留」五のうち「御判物御朱印等差上」、国立国会図書館所蔵「嘉永撰要類集」等より作成)

所持候者ニ被下候白銀員数之儀、向後左之通相極

一、持主 御判物とも不存、或ハ 御判物と存所持候而も差上度と不申者江は 御判物御留被遊候ハ、此分江は銀拾枚可被下候

且又其身より手前ニ差上置候而も如何敷存知候間、差上度旨申者江は銀五枚可被下候
右は他国当地ニ罷在候者之無差別件之通可被下候

右之通被 仰出之

すなわち、判物と認識しない者、あるいは判物と認識しても提出を拒否する者へは、白銀10枚、真偽には問題があるが提出した者へは銀5枚の下賜が取り決められる。幕府は、賞金を付けて判物の提出を奨励したわけである。改めて幕府は「民間」の所持する徳川将軍の文書に関心を持っていたことが理解できるのである。

2、将軍文書の回収理由

引き続いて「処置」の項について見ると、まず、No 1、2、3、10を始め焼却される事例が、特に寛政12年(1800)以前に多くみられること、さらに、真偽不明なものまで焼却されていることが看取できる。次の史料はその一例である。(No 9) ²⁹⁾。

⁽¹⁷⁹¹⁾
同(寛政)三亥年三月

浅草田町老町目

弥兵衛店

喜 助

右之者 権現様御筆所持いたし候由ニ而町奉行差出候処、御判物ニ候は林大学頭江吟味為致候得共、御判物ニも無之真偽之程は難計候得共、孰ニも 御名も有之 御筆之趣ニ申伝候儀ニ付為差上候様申渡、喜助江銀五枚被下之

但 御品ハ紅葉山ニ而御焼捨ニ相成

これは、浅草田町の嘉助が先祖伝来の「権現様御筆」を、江戸町奉行池田筑後守長恵の命令で幕府に提出した際のものである。弥兵衛の「権現様御筆」について「落葉集」³⁰⁾という風聞書によれば、嘉助の先祖が家康の剣術指南を勤めていた際に拝領した書初^{かきぞめ}のことで、杉原紙横に「万代亀」と書かれ、肩に家康の幼名「竹千代」の署名が入ったものである。提出された「御筆」は林大学頭による真偽判定にかけられるが、林の判定は「真偽之程難計」とのことであった。ただし、「竹千代」と家康幼少時の「御名」の入った文書であるため、池田は嘉助へ「御筆」の提出を命じたのであった。その後、幕府は「御筆」を回収した上で紅葉山において焼却したのであった。以上のように、幕府は回収した文書や道具については、基本的に焼却していたのである。

ところで、嘉助の一件にしても、五郎兵衛一件にしても、幕府は文書を回収するにあたり偽文書であるかどうかは特に問題としていない。なぜ、偽文書でなくとも、回収し、焼却するのか。その理由について、表のNo23史料から考えてみたい³¹⁾。

29) 前掲注25) 史料

30) 国立公文書館内閣文庫所蔵

31) 国立国会図書館所蔵「嘉永撰要類集」

（前略）然ル処前書之通 御朱印并東照宮御像之由申伝候掛もの所持仕罷在候ニ付相糺候処、町屋敷拜領之訳并 御朱印頂戴仕罷在候段は、先年取調之節町役人ともより書出し候義申伝も無御座候旨雲水中立候ニ付、此上取計方之義勘弁仕候処、先祖一宮義浜松おゐて拜領仕屋鋪今以所持仕罷在候上は 御入国之御替地被下置候義ニ付 御朱印は御取上相成候方にも可有之哉、殊ニ当時御用も取扱不申下賤之もの江右躰之品御渡被置候ては、往々紛敷取計可仕哉も難計（後略）

幕末期の嘉永2年（1849）、江戸町奉行牧野駿河守成綱が老中阿部正弘へ提出した伺書の抜粋である。牧野が江戸通式町目の屋敷の拝借人、八郎兵衛（雲水）が、家康朱印状と家康の描かれた掛物（「東照宮之御像」）を所持するとの風聞を探知した。八郎兵衛所持の朱印状とは、先祖が天正12年（1584）、遠州浜松において家康よりの拝領した、屋敷免許状である。最終的には幕府は八郎兵衛の朱印状と掛物を取り上げられるのであるが、ここでは牧野の議論に注目したい。牧野は八郎兵衛が所持する免許状の内容と八郎兵衛の現在の境遇は無関係であることを前提とし、免許状を所持しては、「往々紛敷取計可仕哉」、つまり誤った取計いを起す可能性を指摘しているのである。

Iで紹介した、青木文蔵が古文書収集のため諸国を調査では、数多くの家康文書が村方より提出されたが、青木は家康文書を調査の対象外としていた。なぜなら、家康文書は「権現様被下置候御証文は、御当代の義にて古き書物と申候にて無御座候」³²⁾とあくまで現用文書であり古文書ではないという理由である。つまり、家康始め歴代の徳川將軍文書は、当時においてはあくまでも現用文書であったのである。近世中期以降、諸役免除運動において、特に家康発給文書がその根拠とされることが多いが、それは家康文書が現用文書として有効なもの認められていたためであろう。先述の備中国百姓重右衛門の一件に見られるように、幕府が徳川將軍の文書や道具の所持を世間に喧伝されることを嫌ったのも、現用である徳川將軍の文書や道具を不正に使用することを、幕府が懸念したからためではないか。よって、幕府は偽文書ではないが、存在しては紛らわしいと判断した徳川將軍文書を回収したと考えられるのである。

では、回収した文書をなぜ焼却するのだろうか。時期は大幅に下るが、第12代將軍家慶領知朱印改の掛りであった老中脇坂安（*すだめ）董の記録が参考となる³³⁾。

（1839）
（天保九年二月廿九日条）

一、御判箱泊方飛驒守を以御下ケ、鍵は封之俣請取休蔵江相渡、同人封切上包紙差出、（人田文始、老中）
備後殿封印ニ付六左衛門同人江相返之

一、試押候 御朱印六左衛門差出、例之通切抜自分火中いたし候

脇坂の掛りとして、文面のみの領知朱印状に朱印を捺印するが、事前に「試押」をした。「試押」とは印影の濃淡などを確認するために白紙へ捺印する作業であると考えられる。上記の史料で注目したいのは「試押」に捺印された朱印を、脇坂が切り抜いて³⁴⁾焼却する点である。焼却は、「試押」の朱印の効力を抹消するためであろう。換言すれば、焼却しない限り朱印は効力を持つものと認識されていたということになる。以上の事例は、文書焼却についても当てはま

32) 「青木昆陽申上書付」（小野武夫編『近世地方経済史料』第3巻、吉川弘文館、1958年）

33) 東京大学史料編纂所蔵「脇坂家記録十二」天保10年2月29日条

34) 秋田藩では、改易以上の処罰を受けた藩士の御判紙を回収し、御判紙の印を切り抜き、印を月番家老に提出する規定を作成している。ただし、印の最終的な行方は不明である。なお大友前掲注3）論文参照。

ると考える。すなわち、將軍文書は、存在する限りは「現用文書」としての効力を有しているわけである。よって焼却することで文書の生命を抹消したのであろう。近世において、一般的な文書の反故処理は、文面や印章を墨で抹消する方法や印章を切り抜く方法である。しかし、將軍文書の効力を奪う場合には焼却しかなかったわけである。

以上、本章では、幕府は、民間が保管する徳川將軍文書が不正使用されることを懸念し、そのために文書を回収したこと。回収した文書は、現用であるために保管しておくことができず、基本的には真偽問わず焼却したこと。さらに焼却が効力を抹消する唯一の手段であったこと。以上を述べた。本章の最後に、寛政12年以降、幕府に方針が転換が見られる点を補足しておきたい³⁵⁾。

⁽¹⁸⁰⁰⁾
寛政十二年十二月

一、板倉伊予守家来小林市蔵所持之由ニ而 御判物一通差出紅葉山江納ニ成、是迄焼捨ニ相成候處此度より御伺之上依頼御納ニ成

但持主證據不正者江ハ銀子不被下

上野国安中藩主板倉伊予守勝意の家来小林市蔵は判物を幕府に提出している。「是迄焼捨ニ相成候處」という文章から、寛政12年以前であれば基本的には回収された將軍文書は焼却されていたことが改めて理解できる。ただし、寛永12年以降は、「此度より御伺之上」と將軍の裁可を得た上で紅葉山へ奉納することになったわけである。奉納先は紅葉山の宝蔵である。宝蔵は他の史料から³⁶⁾、元文5年(1740)以降、紅葉山別当である寛永寺の凌雲院(それ以前は浅草寺の伝法院)が、配下で「鍵役」と称される僧侶を通じて管理した場所であることがわかる。いわゆる「書物蔵」「御具足蔵」などの「宝蔵」は幕府の役人が管理するわけであるから、それらの施設とは異なる場所に保存したわけである。なお、徳川將軍文書が奉納された「宝蔵」については未詳である。紅葉山の「宝蔵」における文書の奉納と管理の実態解明については後稿に期したい。

Ⅲ、徳川將軍文書の焼却作法と文書認識

1、徳川將軍文書の焼却作法

幕府は、徳川將軍文書を回収すると、偽文書であるか否かと無関係に焼却していたことを前章で確認した。ただし、両者は焼却場所が異なっている。すなわち、五郎兵衛一件、喜助一件、さらにその他真偽が不明なものは焼却の場所を紅葉山と明記するが、偽文書であることが明瞭な場合は、場所を明記せず単に「焼捨」とする。偽文書の焼却場所は、Iでみた富賀寺一件に「我等(大岡忠相)方ニ而焼捨可申候間」とあるよう寺社奉行宅において焼却されたと考えら

35) 本文を「基本的には」としたのは、以下の理由による。例えば表のNo.2、3などは「祠曹雜識」巻59(「内閣文庫所蔵史料叢刊」9、汲古書院、1981年所収の「紅葉山御宮御道具御風干帳」)によれば、紅葉山宝蔵へ保管されている。表の典拠「雜留」とは齟齬することになる。詳細は不明であり後稿を期したい。ただし、「紅葉山御宮御道具御風干帳」は元文4年3月15日～延享4年9月2日まで寺社奉行を勤めた山名因幡守豊就の記録であり、「雜留」より成立は古い。よって、「紅葉山御宮御道具御風干帳」の記述が正しい可能性が高い。ただし、仮にそうでも、注37史料を見ると、原則として、幕府が回収した文書は真偽問わず廃棄されていたことが理解できる。

36) 国立公文書館内閣文庫多聞櫓文書(請求番号、多28697)

れる。ただし、偽文書の焼却の様子を詳細に記した記録は発見できないため、本章では、Iで取り上げた五郎兵衛一件を事例にして、幕府が偽文書と判断しない文書の焼却作法を検討してみたい。

『大岡日記』寛延2年12月25日条によれば³⁷⁾、焼却当日、大岡は午前10時ころ、潔斎をした上で、麻上下を着用し登城する。潔斎する理由は、紅葉山は東照宮が存在する空間であり穢を持ち込むことが厳禁されている点に由来する。登城した大岡は、神保勝之助より三方へ載せた黒印状を受領する。黒印状を受領した大岡は、目付より派遣された徒歩目付2名に黒印状を持たせ紅葉山へ向かった。行き先は南御供所である。南御供所では凌雲院が待ち受けおり、目付から黒印状を受領する。既に紹介した通り、凌雲院とは寛永寺の学頭であり、元文5年以降、紅葉山の東照宮と歴代將軍の靈廟を管理している。その後、北御供所へ移り、凌雲院とその代僧が黒印状を焼却する。具体的な焼却作法について以下の史料で確認したい。

一、扱御筆もの北之御供所御膳立之間御ゆるり二而十能二而御火中致候、凌雲院御取計ひ代僧共手伝申候（中略）右御火中相濟御灰は先格之通海江沈メ可申候、仕方之御尋候えは大きなるかわらけ江入蓋もかわらけにて致し、張かね二而結候而海江しつめ候之由代僧共申之

一、右御濟御供所罷出御徒目付をも召連御本丸江蓮池通罷越登城、中之間おるて順阿弥を以相模守江昨日被仰聞候御筆紅葉山江持參凌雲院江相渡し御火中相濟候由御届申上候、間もなく御廻り二付相模守殿江新番所前溜り二而、猶又御火中相濟候儀申上候

焼却は凌雲院と代僧が担当する。場所は「北之御供所」、將軍の靈を供養する場が選択されている。黒印状は御供所に用意された囲炉裏へ落とされ、灰になるまで焼却される。焼却には十能が使用された。焼却が終了すると灰は土器に入れられ、針金で厳重に梱包した後、海へ沈めるのである。焼却が終了したのち、大岡は江戸城へ戻り、殿中「廻り」途中の堀田へ焼却が無事に済んだ旨を伝達する。以上が文書の焼却作法の概要である。興味深い点が数多くあるが、ここでは本論に関わり次の3点に注目したい。1点目は、幕府の役人ではなく凌雲院という僧侶が担当している。2点目は、1点目に関連し、偽文書を焼却する「場」として、紅葉山が選択されている。3点目は、焼却作法が、あたかも文書の生命を奪うかのような作法である。以上を挙げておきたい。

ところで、焼却処分は江戸だけで行われたわけではない。寺社奉行関係記録『御仕置例類集』所収「御朱印御火中御取計方京都所司代伺につき評議」³⁸⁾によれば京都でも実施されていた。所司代の評定所への伺提出の発端は、安永4年（1775）4月、山城国京都丸太町の浪人長右衛門が吟味筋により京都町奉行に召捕られたことにある。所司代の伺書は、長右衛門が慶長7年（1602）6月16日付の神職宛の家康朱印状を長右衛門が所持したことから、その処分案を伺ったものである。以下の史料は所司代の伺に対する評定所の回答の抜粋である。なお、長右衛門所持の朱印状は偽文書とはされていない点にも留意されたい。

（前略）如何之訳にて長右衛門持伝候哉も不相知、先例も有之旁御火中ニ可相成品ニ御座候、然処彼地之例は町奉行組与力差遣、於知恩院山内御火中いたし竹垣申付置候趣ニ候得

37) 『大岡越前守忠相日記』下巻 p 454 寛延2年12月25日条

38) 石井良助編『御仕置例類集』第1冊 古類集（名著出版、1971年）p 25～26

共、御当地にては 権現様御朱印御火中ニ相成候節は紅葉山におみて寺社奉行見届御火中仕候間、知恩院山内え彼地奉行人壱人罷越見届御火中仕、竹垣いたし置候様被仰遣可然哉奉存候 (後略)

ここでは、江戸における焼却作法と京都の作法が対比されている。すなわち、京都においては知恩院において、京都町奉行与力が立会人となり実施されるとのこと、さらに焼却後は「竹垣」を設置することが作法であった点も判明する。評定所では、江戸では寺社奉行の立会いであるのに対し、京都では与力が立会人となっている点を問題としている。つまり、江戸と京都との立会人の格の違いを問題にしており、今後は京都町奉行に立会いを求めている。焼却の立会人も相応の格が求められていたのであるところで、焼却場所の知恩院は、「華頂山大谷寺知恩院」の山号を持つ浄土宗総本山であると同時に、慶長8年に徳川將軍家の700石余の寺領を寄進するとともに、徳川家の香華寺と定められた寺でもある。つまり、京都における徳川家の菩提寺であったわけである。江戸時代を通じて、毎年家康命日の4月17日には、京都町奉行が参詣する例になっていた。江戸においては紅葉山、京都においては、知恩院という徳川將軍の霊を弔う場所が文書の焼却の場を選択されている点で共通しているわけである。

2、將軍文書の焼却と喪葬

灰はなぜ海に流されるのか。この点についての理由は、五郎兵衛一件には記録されていない。ただし、元文5年(1740)7月1日の「御筆之御掛け物」一件の記事に明快な回答が記録されている。なお、本一件は、持主は不明であるが、家康の白筆の色紙が幕府に上り焼却された一件である。「御筆之御掛け物」は、紅葉山内大猷院(3代將軍家光)の靈廟の御供所にて伝法院の手によって焼却されている。手順については、五郎兵衛一件とほぼ同様であるため省略したい。ただし、焼却に際し、掛け物から色紙が切り離され、表具が伝法院へ払い下げられている。幕府が焼却の対象としたのは、あくまでも家康の文字であったのである。さて、大岡は焼却前に灰をなぜ海に流すのか伝法院に尋ねている。伝法院の回答は以下の通りある³⁹⁾。

一、右之通ニ付昨日左近將監殿被仰聞候趣、今朝被仰聞候通伝法院へ申キ、御色紙伝法院江切貫せ申候、御箱之義ハ宜様ニ可致之由申達、御火中御場所之義相尋候趣、御膳等仕立候様御供所上之間ニ而御火中仕可然由候ニ付其通可致之由申達候、御火中灰之義ハ大切ニ仕り海へしつめ可申候、御灰御山之内ニ埋候て成共差置可申候得共、左様ニ致し候而ハ垣等も永々不被仰付候者ては難成候、先年御具足御火中被仰付候節も御灰者海江遣候旨申ニ付、先格之通可然之由申達之

灰を土中に埋めたなら「左様ニ致し候而ハ垣等も永々不被仰付候者ては難成候」、すなわち灰を山に埋めたならば、垣根などを一定期間設置しなくてはならない、だから山には埋めずに海へ流すのだという。では、「垣」とはなにか。前章で紹介した京都の事例では「竹垣いたし置」とあり、「垣」とは竹製であることが理解できる。竹製の「垣」の性格を考える上で、民俗学や宗教社会学による殯もがりの説明に注目したい⁴⁰⁾。殯とは古代以来の葬送方法の一つであり、人の死

39) 『大岡越前守忠相日記』上巻 p425~426 元文5年7朔日条

40) 以下、殯については、『民俗小事典 死と葬送』(吉川弘文館 2005年)の内「殯」(勝田至執筆、p111~113)、五来重『葬と供養』(東方出版、1992年)の内「第4章、殯の種類と構造」

後、しばらくの期間、遺体を木製の柩に収め、埋葬地とは別の喪屋を設置し安置するために作成される。殯の建築様式は時代とともに略式化するが、その習俗は常盤木の枝を立てる青山型殯、竹や杭の柵で代え、あるいは竹を曲げるなどして設置する形に簡略化しながら現代にも引き継がれている。一方、「大岡日記」からは「竹垣」とは、灰を土中に埋めた後、一定期間設置するものであることが判明する。よって、「竹垣」とは殯と同様の性格のものとして理解してよいのではないか。

「竹垣」の性格を以上のように理解したとするなら、殯の設置目的を、凶靈魂を浮遊させない、すなわち鎮魂のためとする五来氏の指摘は、灰の性格を考える上で極めて興味深いといえる⁴¹⁾。柳田國男が『昔話と文学』の中で詳論した「花咲爺」の奇瑞譚⁴²⁾、網野善彦氏による御師に神灰を振りかけられた近江の地侍家の身代が2・3代傾いたという報告⁴³⁾からも理解できるように、前近代において灰は呪力を持つものとして観念されていた。この点を踏まえるならば、「垣」の設置目的は、灰が持つ呪力を鎮めることにあったと考えられないだろうか。では、江戸においては、灰を上にも埋めず海に流すのか。この点についての考察は今後の課題としたいが「垣」は、江戸紅葉山においては設置できないが、京都の知恩院では設置することができるという点が本問題を考える上で大きなポイントとなるであろう。

3、将軍文書の焼却にみる文書認識

幕府では、文書の焼却が決定すると、江戸では紅葉山に、京都では知恩院という徳川将軍家の菩提と申う空間に運ばれ文書焼却した。灰は、江戸においては海に沈められ、京都においては土中に埋め殯を設置した。以上から焼却作法は喪葬に近似した行為であったことが明らかである。僧侶によって焼却が執行される点も、焼却作法の性格に関わるに違いない。では、なぜ文書焼却には喪葬に近似した作法が必要とされたのか。この点については、身分制社会であることを前提として、近世の文書認識を検討する必要がある。

日本においては実名忌避の慣行は古代より存在し、貴人の実名を忌むことが求められていた。さらに、近世においては禁字令という形で実名忌避が強化されていった。仙台藩において延宝8年（1680）～明治元年（1867）まで79件に渡る禁字令が発布されている⁴⁴⁾。禁字の対象は、伊達家歴代藩主は勿論、伊達家の世子や家族、縁戚関係にある大名、公家の近衛家、さらには天皇家や徳川将軍家に至るまで社会の上位者の名に及び、下位のものは、それらの文字の使用が制限されるのである。堀田幸義氏は、伊達家における禁字令の意義を「藩主家に対する触目」が禁じられることを通して、「家臣家とは隔絶した存在としての藩主の「家」が位置づけられ」ていく点を指摘する⁴⁵⁾。また、秋田藩における藩主の御判紙や御印の取扱いを検討した大友氏は⁴⁶⁾、近世前期、藩主中心の藩体制整備に取り組む中で、御判紙の取扱いが次第に厳格化

41) 五来注42) 書

42) 柳田國男「花咲爺」（『定本柳田國男全集』第6巻、筑摩書房、1963年）

43) 網野善彦「灰をまく」（網野他編『ことばの文化史 中世2』、平凡社、1989年）の内p230～232

44) 堀田幸義「近世武家社会における実名忌避と禁字法令—仙台藩を事例に」（『史学雑誌』第112編第10号、2003年、後同氏『近世武家の「個」と社会—身分格式と名前に見る社会像』P90～143に「第3章 近世武家社会における実名忌避俗と禁字法令」として再録）

45) 堀田注46) 書の内p144～174「付論 諸藩における禁字政策とその概要」

46) 大友注3) 論文

し、御判紙が藩主の絶対的な権威をイメージさせるものとなり、その管理に命をかけることが求められると指摘した。以上、両者の指摘は、藩の政策を契機として、文字社会の序列化が進む中でひいては文字や文書が藩主の権威をイメージさせるものへ転化していく過程を説明しているといえよう。藩の政策は藩主の権威を高めるための仕掛けといえる。

社会において文書に対する藩主のイメージ化が浸透すると、日常的にはどのようなことが起りえるか。この点、福沢諭吉の幼少時代の回想が鮮やかに物語っている⁴⁷⁾。

また私が十二、三歳の頃と思う。兄が反故を揃えているところを、私がドタドタ踏んで通ったところが、兄が大喝一声、コリヤ待てと酷く叱り付けて「お前は眼が見えぬか、これを見なさい、何と書いてある、奥平大膳大夫と御名があるではないか」と大層な剣幕だから「アア左様でございましたか、私は知らなんだ」と言う。「知らんと言っても眼があれば見えるはずじゃ、御名を足で踏むとは如何いう心得である、臣子の道は」と六かしい事を並べて厳しく叱るから謝らずにはいられぬ。私が誠に悪うございましたから堪忍して下さい。と御辞儀をして謝ったけれども、心の中では謝りも何もせぬ「何のことだろう、殿様の頭でも踏みはしなかり、名の書いてある紙を踏んだからって構うことはなさそうなものだ」と甚だ不平で、それからから子供心に独り思案して、兄さんのように殿様の名の書いてある反故を踏んで悪いと言え、神様の名のある御札を踏んだらどうだろうと思って、人の見ぬ所で踏んで見たところ何ともない(後略)

これは、当代きって開明派、福沢諭吉の幼年時代の回想である。天保5年(1834)生の諭吉が12・3歳のころというから、天保10～11年(1839～1840)ころの話か。いまだ、江戸幕府の支配に揺るぎのない時期である。諭吉兄弟のやり取りで興味深い点は、「臣下の道は…」と説き、反故紙であっても藩主の文字が入った文書は、藩主の権威そのものと理解する福沢兄と、「名の書いてある紙を踏んだからって構うことはなさそうなものだ」と、迷信にまどわされず、反故紙に全く藩主の権威を見ていない諭吉が対照的に描かれている点である。諭吉から見れば福沢兄は「封建的」な人物に見えているわけであるが、むしろ近世において、福沢兄のように「封建的」な観念が一般的ではなかったか。その典型が本稿で問題とした、將軍文書の焼却に携わる人々であるといえる。

大岡をはじめ、將軍の家臣としては、焼却される文書であっても、將軍の名や將軍に関わる文字が記載されている以上、將軍そのもののイメージしていたのである。したがって、文書を廃棄にするといても決して粗末には扱えないのである。大岡は、黒印状に対し、「畏入」と恐れ謹み、日記中では、「御朱印」「御黒印」「御火中」と常に敬語を付与している点も將軍文書に対する認識を端的に表していよう。將軍文書が以上のような性格であるならば、焼却に携わる人々にとって、焼却とは、將軍の生命を奪う行為に等しいと認識していたのではないか。だからこそ、焼却には將軍を鎮魂するかのよう、喪葬に近似した作法が必要とされたといえる。

おわりに

本稿では、従来研究のなかった文書焼却について検討してきた。以下、改めて論点をまとめ

47)『福翁自伝』(福沢諭吉著、富田正文校訂、岩波文庫、1978年) p22

ておきたい。

<1>【大岡日記】の記事より、徳川將軍の文書の廃棄・焼却の事例を紹介した上で、前近代の文書の廃棄方法としては、焼却が特異な廃棄方法であることを改めて確認した。

<2>享保9年を初見とする、幕府の文書回収に関する基本的事実を検討した。中でも、特に百姓・町人・浪人などの「民間」が所持する徳川將軍文書が回収対象であったと考えられる。この点に付言すれば、18世紀後半から19世紀は「山緒の時代」⁴⁸⁾とされるが、「民間」の所持する徳川將軍文書は、「民間」が語る由緒の中に取り込まれる可能性をもっていたもといえよう。

<3>では、なぜ文書を回収し、廃棄処分に付したのか。徳川將軍の文書は、当時にあってはあくまでも現用文書である。そうした、現用文書が民間に保管されている限り「紛敷取計」、つまり不正な行為を可能性が存在する点を幕府が懸念した。よって文書の真偽を問わず回収した。なぜ、焼却されたのか。この点については、將軍文書の効力を抹消するためであり、焼却こそが唯一の方法であった。

<4>焼却は、僧侶の手によって、徳川將軍家の菩提と弔う空間で執行された。焼却後の灰は、江戸では「垣」を設置できないため灰は海に流され、京都においては土中に埋めた上で「垣」を設置した。「垣」は鎮魂の機能を持つ殯と同様な性格と考えられる。よって、文書焼却は喪葬に近似したものといえる。

<5>喪葬に近似した作法が採用された背景には、文書に対し、あたかも將軍や藩主の権威をイメージするかのような文書認識が存在する。したがって、焼却に関わる当事者にとっては、文書を廃棄する行為は、將軍の生命を奪う行為に準ずる行為なのである。したがって、焼却についても將軍を鎮魂するかのような、喪葬に近似した作法を必要としたのである。

最後に若干の課題を提示し本稿を結びたい。まず、文書サイクルに関わる問題である。文書廃棄については、従来、文書は再利用されるのが当然であるという予断の元に議論されてきたと考えられる⁴⁹⁾。しかし、本稿での明らかにしたように、焼却される文書も確実に存在するのである。次に、本論で明らかになった「封建的」な文書認識についてである。近世は、文書の支配が進展し、各集団において合理的な文書管理が追究された時代であった。近現代のアーカイブズ理念の源流を近世に求める議論も存在する⁵⁰⁾。ただし、本稿に見られる徳川將軍文書の焼却については、近代的合理主義的思考からは決して発生しえないものである。近世の文書社会の一面には、「封建的」な文書認識も確実に存在していたのである。今後は、以上の課題を含み込んで近世の文書社会を検討していく必要がある。

[付記] 本稿は、第47回日本風俗史学会大会（2006年10月8日、於昭和女子大学）での報告をもとに作成したものである。なお、引用史料の一部について、大河内千恵氏（国学院大学大学院）より御教示を得た。記して謝意を表すものである。

48) 久留島浩「村が由緒を語るとき」（久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団—山緒と言説—』山川出版会、1995）

49) 高橋注7）論文

50) 例えば大石学「日本近世国家における公文書管理—享保の改革を中心に—」（『史境』36、1998年）